物　　件　　調　　書

物件番号　1111

所在地	香川県三豊市山本町辻字南岡１５１４番１						
住居表示	――――――						
現況地目及び面積等	宅地	265.66㎡			工作物	―	
		――――――			立木竹	―	
登記簿記載事項	地番	１５１４番１					
	地目	宅地					
	数量	265.66㎡					
接面道路の状況	北東側　　舗装市道　　幅員約　2.3 m						

法令に基づく制限	都市計画区域外		
	建築基準法	都市計画	用途地域	指定なし
			地域・地区	指定なし
			建蔽率	指定なし
			容積率	指定なし
			高度制限	指定なし
			防火指定	指定なし
	その他	都市再生特別措置法第８８条、１０８条　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線　有	―	―
	公営水道	接面道路配管　有		無
	公共下水道	接面道路配管　無	未定	未定
	都市ガス	接面道路配管　無	未定	未定

交通機関	鉄道等	ＪＲ予讃線　本山駅の　南東方　約5.6km　徒歩70分
	バス	コミュニティバス　ヤマモト典礼会館バス停の　北西方　約0.3km　徒歩4分

公共施設	三豊市役所山本支所	山本小学校	三豊中学校

参考事項

別紙（次頁）を参照してください。

※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1111

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎境界標について、一部未設置箇所（明細図Ａ～Ｄ）があります。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地は北西側隣接地（1503番1、1514番6）より約0.3メートル高く接しており、北側隣接地（1514番5、市道）とは概ね等高で、南西側隣接地（1514番7）から約1メートル、東側隣接地（1515番3）及び北東側隣接地（1514番4）並びに南側隣接地（1513番1）から約1.4メートル低く接しています。
◎本地は概ね平坦ですが、南西側の土地の一部が高くなっております。
◎都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：三豊市都市整備課）
◎本地北西側境界付近に排水パイプがあり、隣接地（1503番1）に越境しておりますが、当事者間で確認書を取り交わしておりません。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地西側の石積擁壁の一部と南西角付近の水路構造物の一部が隣接地（1514番7）に越境しており、当事者間で確認書を取り交わしています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地西側隣接地（1514番7）の水路構造物の一部が本地に越境しており、当事者間で確認書を取り交わしています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地東側隣接地（1515番3）の石積擁壁及びアスファルト舗装の一部が本地に越境しており、当事者間で確認書を取り交わしています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地北西側隣接地（1503番1）の樹木の一部が本地に越境しておりますが、隣接者との間で確認書を取り交わしておりません。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：香川県建築指導課開発・盛土規制室）
◎本地内に、コンクリートブロック、コンクリート壁、石積擁壁、量水器、私設の水路が設置されています。
◎以前は住宅の敷地でした。
◎本地を含む周辺地域は、三豊市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、三豊市危機管理課にご照会ください。

物件番号 1111

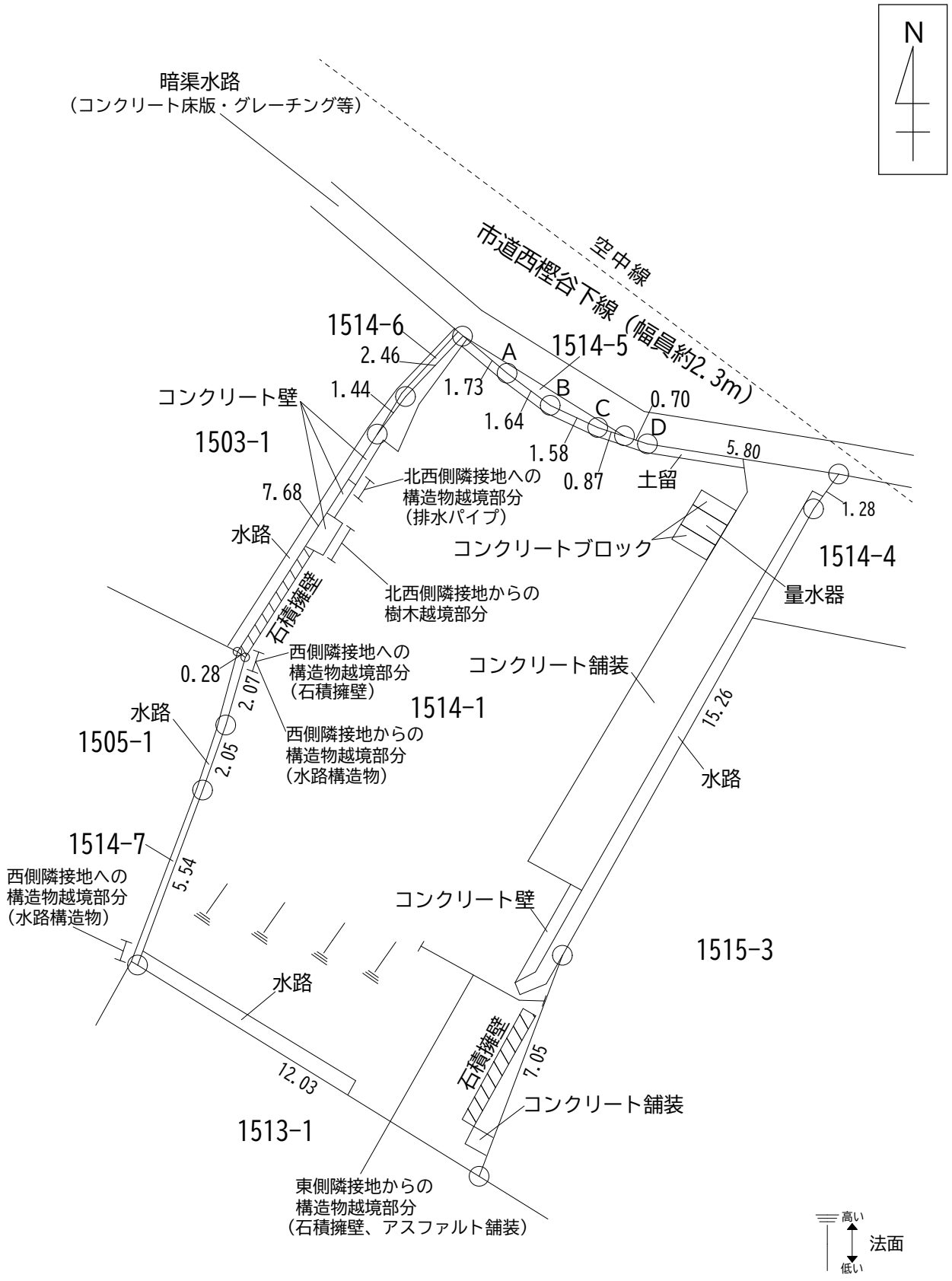
案　　内　　図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1111

明　　細　　図



単位：m

物件番号　1111

現　　況　　写　　真



